

# 第35回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第35回定例会 令和2年2月28日

開会 14時 閉会 15時10分

出席委員 (23名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 1 荒木稔幸	推進竹内芳男
	1 2 渡邊幹夫	推進渡邊重昭
	1 3 小山肇治	

議事録署名委員 6 片十郎 7 成山喜枝

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	関 博一
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	笠井 昌鷹
	事務局	河口 晋也
事務局	堀場 亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第9回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 東御市役所本館2階 全員協議会室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第35回定例総会を開催します。本日は、全員出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。新型コロナウイルスが拡大し、学校が臨時休校ということで混乱が広がっています。また、各種イベント等も自粛ということでキャンセルが続出して、大きな被害が出ているということです。6期の任期もあと1ヶ月ですが、体調管理に十分気を付けて頑張っていたきたいと思います。本日も慎重審議をよろしくをお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、6番の片委員と、7番の成山委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇ほか〇筆です。場所は、〇〇の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人はこのたび、新規で就農するため農地を取得するものです。譲受人は、昨年1年間〇〇の〇〇にて農業の研修をしました。また、その間、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇で研修をされています。水稻、アスパラガス、トマト、スイートコーンなどを営農する予定です。譲受人の自宅周辺にある農地で近いということと、研修されたということで営農がきちんとできると考え、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。場所は、〇〇の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、認定新規就農者で〇を中心に営農しています。経営規模拡大ということで農地を取得するものです。ブロッコリー、トマトなどの野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅からも徒歩〇分と近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇ほか〇筆です。場所は、〇〇の農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は認定農業者で、経営規模拡大のため、農地を取得するものです。野菜類を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇ほか〇筆です。場所は、〇〇の農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。図面を見ていただくと隣地に譲受人の農地があり、集約して営農していくとのことです。野菜を営農していく予定です。譲受人の自宅から車で〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。資料の1ページをご覧ください。御牧原大日向線の〇〇地区にあります公民館、消防庫から〇〇メートルくらいのところが自宅になります。申請地のうち〇箇所が自宅から〇〇メートルのところ、〇箇所が〇キロメートルのところにあります。譲渡人の〇〇さんは〇年前に夫を亡くし、農地を相続しましたが、一人で農業が出来ないことから、〇〇の娘さんのところに住んでいます。譲受人の〇〇さんは、〇〇の会社に勤めていましたが、会社の関係で早期退職をされました。その後、〇〇の〇〇に入り、昨年の〇月に卒業され、この農地で農業をしていくということです。息子さんがいて、長男は〇〇のリンゴ農家で、次男は〇〇の野菜農家で研修されているそうです。譲受人は新規就農者で、水稻、アスパラガス、ミニトマト、スイートコーン等を営農し、直売所中心に販売する予定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。地図の2ページをご覧ください。〇〇公民館から西へ約〇〇メートルほど行ったところが申請地になります。周りは畑になっていて、右側には集落があります。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方で新規就農者としてやられている方です。譲受人は、ブロッコリー、アスパラガス等を奥さんと営農する予定です。自宅から近いため問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。図面の3ページをご覧ください。場所は、〇〇の集落の

西側端にあります。申請地のすぐ下には譲受人の自宅があり、その近くには譲渡人の自宅があります。譲受人は、認定農業者でブドウをかなり大きくやっている農家さんです。譲渡人の方から買って欲しいと依頼があり、譲受人が応じたものです。後継者もいらっしゃいますし、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

よろしく申し上げます。地図の4ページをご覧ください。場所は、旧菅平有料道路入口から〇〇メートルほど上がり、そこから西へ〇〇メートルほど行ったところです。申請地は譲受人の耕作地の隣地で、譲受人の自宅からも近く特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、所有権移転です。図面の5ページをご覧ください。主要地方道丸子東部インター線沿いの〇〇南にある農地です。戸建貸家、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地にて戸建ての貸家を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、所有権移転です。図面は同じく5ページになります。申請地は、番号1案件に隣接する農地です。事業所敷地の申請で



ですかね。

依田委員            はい、そうです。1戸建てで、何棟もあります。

事務局              既存でやっているところに、横並びで増やす計画になっています。

議長                ほかに何かありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員            よろしくをお願いします。場所ですが、番号1の案件の西側になります。譲受人は〇〇で介護施設をやっているそうです。お客様が増えたり、要望等がありまして、現在の場所では増築が出来ないということで、この申請地で新たに介護施設を建築するとのことです。ご審議よろしくをお願いします。

議長                ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員              お願いします。地図の7、8ページをご覧ください。浅間サンラインに〇〇という〇〇があり、南に〇〇メートルほど下がったところに申請地があります。契約内容は、使用貸借権設定で〇年の一時転用です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。伐倒木を薪にして〇〇に納品するとのことです。キャンプファイヤーや飯盒炊きに使用して、その他は販売していくとのことです。伐採した木は生の木のため、加工品置場が必要ということでの申請です。譲渡人は以前、〇〇に貸して野菜を作ってもらっていましたが、返されてしまい困っていたところに譲受人から申出があり、応じたものです。また、〇〇区との誓約書も交わしてあるとのことです。内容は、丸太を運ぶトラックに満載されて来るので、アスファルトが壊れた時や、

側溝が破損した時には現状に戻すこと、区民の安全を冒す行為をしないこと、出入りする時に十分注意をすること等あるようです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。地図の9ページをご覧ください。場所は、〇〇区の北の方になります。譲受人は〇年前より借家住まいをしながら、農業専業者として経験を積んできました。そろそろ農家住宅及び物置を建設したいと思い、この場所に決定しました。集落に接続しており、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、同じく柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。地図の11ページをご覧ください。場所は、湯の丸サービスエリアのそばになります。下には主要地方道真田東部線が走っています。譲受人は現在〇〇に居住していますが、家族〇人で生活するには手狭になってきたため、東御市に住宅を建設したいと考え、場所を探していました。希望に合う場所がこちらになりました。周りはわりあい新しい家が立ち並ぶ場所になっていて、問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員と〇〇委員は対象のため、一時退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画2月分について、説明します。資料の4から6ページで、通常の利用権設定になります。23件、46筆、77, 815平方メートルです。中間管理事業制度を利用した利用権設定は、ありません。補足説明で、番号23、花卉3年の再設定となっています。花卉なのでもう少し長い期間の方がいいのではと確認をしましたところ、もう高齢でいつまでやれるか分からないということで、3年にしてあるとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第3号、農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。〇〇委員、〇〇委員お入りください。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

続きまして報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、説明します。今月は2件あります。番号1、〇〇です。図面は11ページをご覧ください。場所は、5条の番号5の隣接地になります。東部湯の丸サービスエリアの北にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち、〇〇平方メートルの届出になります。

続きまして番号2、〇〇です。図面は13ページをご覧ください。上信越自動車道の〇〇との境、〇〇の北にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち、〇〇平方メートルの届出になります。以上2件の届出について、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。報告第1号、農地法第4条の規定による届出について説明をしていただきましたが、ご理解をよろしく願います。

続きまして第9回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員は対象のため、一時退席をよろしく願います。

(〇〇委員退席)

事務局 第9回農業経営改善計画認定申請書について、説明します。今月は6件の申請で、更新4件、新規2件になります。1ページをご覧ください。1件目は〇〇さんで、〇回目の更新です。目標とする営農類型は水稲と野菜です。農業経営規模の拡大に関する目標として、スイートコーンは同じ面積で工夫をして収量を増やしていき、レタス、ジャガイモ、長芋については耕作を止めて、センブリに力を入れていきたいそうです。基本的には収入を維持していく方向で進めていきたいそうです。2ページをご覧ください。経営耕地で〇〇の借入地を返して、東御市で農地を集約していきたいとのこと。3ページをご覧ください。機械・施設に関しては大きな変化はありませんが、作目・部門別合理化の方向として、ブロッコリーの温暖化に対応できる品種の導入をしたいとのこと。センブリに使える登録農薬が少ないため、食品添加物としてクエン酸、納豆菌、酢等を使って対応していきたいとのこと。4ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標として、収穫時の臨時雇用を増やしていき、対応していきたいとのことでした。以上です。

議長 ありがとうございます。担当の渡邊重昭委員より補足説明をお願いします。

渡邊委員 よろしく願います。農業委員で〇〇の一員としても長くやっていて、ベテランです。ブロッコリー、スイートコーンを〇〇に出荷しているそうです。認定農業者として優れた人材なので、これからも頑張っていたきたいと思しますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

ぜひこれからも頑張っていたきたいと思えます。

〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続きまして〇〇さんにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

2件目、〇〇で〇回目の更新です。目標とする営農類型は、野菜、牧草です。農業経営規模の拡大に関する目標は、牧草、ブロッコリーの作付面積の拡張、タマネギは同じ面積で収量を上げていきたいとのことです。7ページをご覧ください。機械・施設で、ディスクモアー〇台、牧草バケット〇台、ブームスプレーヤー〇台を増やしていきたいとのことでした。作目・部門別合理化の方向で、野菜、ブロッコリーについて、雇用労働力を増やし、1つの畑から〇回収穫し、量を増やしていきたいとのことでした。8ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標で、現在休日が不規則で十分に休養がとれていないということなので、臨時雇用を増やし休日制を導入していきたいとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございました。担当の小山肇治委員より補足説明をお願いします。

小山委員

お願いします。代表者の〇〇さんは、〇〇も有していまして、大規模な経営をしています。出身地の〇〇にも牧舎があり、〇〇頭近くの育牛を生産しています。循環式の農業をやりたいとのことで、牛の糞を堆肥にして野菜を生産し、牧草も作りまして牛に与えます。牛はJAさんを通じて〇〇へ、野菜は、〇〇市場へ独自ルート販売とネット販売をしているとのことです。牧草は、多くの地域で使用されていて足りないということで、増やしていきたいとのことです。地域貢献ということで、農福連携で〇〇の方に毎週〇回、畑で手伝いをさせていただいているようです。農業に対してすごい熱量を持った方なので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

JAさん、経済連さんとのおつきあいが長いようですが、何かありますかでしょうか。

齊藤委員

優れた経営手腕とすごい頭脳を持たれた方です。農協にも、継続して多くのブロッコリーを出していただいています。循環型農業ということで、いい形で動かしているなと思います。目標となる農業者だと思います。農福連携を含めて、お互いにお互いを助けるといった部分をうまく利用してやっていただいているなと感心しているところです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。畜産を含めて目指す姿があるということで、たいへん頑張っているらしいということです。

続きまして〇〇さんにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

3件目、〇〇さんで〇回目の更新です。息子さんの〇〇さんとの共同申請です。目標とする営農類型は水稻、果樹です。農業経営規模の拡大に関する目標として、水稻、リンゴ、スイカ、作業受託の規模を広げていきたいとのことです。11ページをご覧ください。機械・施設は大幅な変更はありませんが、高所作業車を〇台購入していきたいとのことです。農用地の利用条件として、現在所有地を中心に経営していますが、借入地を含めた規模拡大をしていきたいそうです。12ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標で、息子さんとの共同経営でこれからは家族経営協定を結ぶことも考えているそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。担当の小川委員より補足説明をお願いします。

小川委員

お願いします。〇〇さんはコメの作業受託を行う等して、地域から厚い信頼を得ています。リンゴもシナノグッチ、シナノドルテェ等、新品種に取り組んでいます。意欲的に農業に取り組んでいる農家だと思います。また、今年から次男の〇〇さんが後継者として一緒に農業をやられるということです。今後ますます規模拡大と経営改善に取り組んでいかれるということです。これからも地域農業を引っ張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

どんどん新しい品種を取り入れていただいて、高効率な農業を目指してやっていただきたいと思います。

続きまして〇〇さんにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

4件目、〇〇で、〇回目の更新です。目標とする営農類型は、水稻、大豆、麦です。農業経営規模の拡大に関する目標として、水稻、大豆、麦はそれぞれ規模を拡大し、作業受託は維持していくとのことです。大豆の後、麦を育てているということで、1年で〇品目同じ畑で育てているそうです。14ページをご覧ください。特定作業受託で、作業受託のほかに水稻を〇〇アールから〇〇アールに増やしていきたいとのことです。15ページをご覧ください。機械・施設には大きな変化はありません。農用地の利用条件として、市町村を跨いで圃場を借りているため、それぞれの地域で集積を進めていきたいとのことです。16ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標で、代表者が交代し、若手スタッフが増えたことから、幹部スタッフになりうる人材の確保と教育の仕組みを作っていきたいとのことです。以上です。

議長 ありがとうございます。担当の白倉委員より補足説明をお願いします。

白倉委員 よろしく申し上げます。大規模に行っていて、荒廃地の解消にも力を入れていただいています。若い後継者がやっているのですが、労働力の確保がとても難しくなっているため、スマート農業の導入を始めています。例えばドローンによる農薬散布、ロボットによる草刈り等です。農家というのは集中的に仕事が忙しくなるので、週休2日で休業するのはなかなか難しいと思いますので、このような取り組みが必要となってきます。若い力で農業を頑張っていて欲しいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

水稻を中心とした大規模経営ということですが、このまま安定した経営で頑張っていて欲しいと思います。

続きまして〇〇さんにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 5件目、〇〇さんで、新規の申請です。目標とする営農類型は水稻です。農業経営規模の拡大に関する目標は、現在兼業農家ですが、農業に専念し、水稻、作業受託を大幅に増やしていきたいとのことです。19ページをご覧ください。機械・施設は、コンバインを〇台、トラックを〇台、パイプハウスを〇棟、乾燥・調整施設を〇棟増やしていきたいそうです。農用地の利用条件として、地域の休耕田、荒廃地等経営規模拡大を目指していきたいそうです。20ページをご覧ください。農業従事態様等の改善目標として、繁忙期の雇用の確保ということで、臨時雇用の日数を増やして対応していきたいとのことです。以上です。

議長 ありがとうございます。担当の小山肇治委員より補足説明をお願いします。

小山委員 お願いします。現在、〇〇の〇〇に勤めていながら、米作りをしています。米作りへの情熱と、地域の担い手になるという強い意志を持っていただいているので、ご支援をよろしくお願いします。耕作面積がまだ少ないので、耕作面積が拡大したら、農業を本業としてやっていきたいということです、重ねてご支援よろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

地域の担い手になるという強い意志を持ってらっしゃるということで

す。効率の良い農業をするために、地元の農業委員さんが色々とフォローをして、応援をしていただきたいと思います。

続きまして〇〇さんにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

6件目、〇〇さん、〇〇さんで、新規の申請です。3月末で認定新規就農者の認定期間が切れるため、4月からの認定の申請です。目標とする営農類型は、生食用ブドウです。農業経営規模の拡大に関する目標として、シャインマスカットや巨峰等、すべてのブドウを含めて〇〇アールから〇〇アールまで増やしていきたいそうです。23ページをご覧ください。機械・施設で、軽トラックを〇台、パイプハウスを〇棟、機械格納庫を〇棟増やしていきたいとのことです。また、現状に書いてはありませんが、SSは〇〇、選果場乗用草刈り機、運搬車は、お父様からお借りしているそうです。農用地の利用条件として、〇〇に属する圃場で集積を進めていきたいそうです。作目・部門別合理化の方向として、高単価・高付加価値の見込まれるシャインマスカット、ナガノパープルを全面積の〇〇%まで増やしていきたいそうです。24ページをご覧ください。経営管理の合理化の目標として、グローバルギャップの取得をしていきたいとのことです。最後に、農業従事態様等の改善目標として、農繁期の週休2日制を取得していきたいとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございました。担当の荻原委員より補足説明をお願いします。

荻原委員

〇〇さんは、元農業委員をやられていた方の長男です。〇〇さんと〇〇さんご夫妻はとても優秀で、〇〇の国立大学を卒業されたそうです。その後、〇〇の会社でサラリーマンをしていたのですが、数年前にブドウ栽培をしたいと、こちらの方へ帰って来て、お父さんの後を継いでいるとのことです。現在、〇〇アールを栽培していますが、〇〇アールへ規模拡大をしていくそうです。若手で〇〇のブドウ栽培を引っ張って行かれる素晴らしい青年だと思います。グローバルギャップ等の取得も積極的に目指していかれるということです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

私の知識不足で申し訳ないのですが、グローバルギャップについて、説明をしてください。

事務局

グローバルギャップは、適正な農業を実践するということで、グローバルギャップ認証はそれを証明する国際基準のことです。グローバルギャップを獲得すると、販路拡大、経営改善等が見込まれるそうです。

議長

国際的に食の安心、安全ということで認められて、オリンピック等で使われる食の対応は全部グローバルギャップ認証されていないと使えないことになっています。非常にハードルの高い国際的な検査機関を通すということで、だいぶお金もかかるそうです。

私が農業委員になって2年目くらいの家族協定調印式で、面談して判子を押しましたが、あれからわずか5、6年で色々な補助金も使用せず、一人前の経営者になり、とても素晴らしいと思います。東御市を引っ張って行っていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。特にないようなので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

(※直筆でお願いします)